

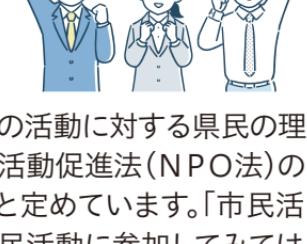


情報館 ④ 市民活動・NPO月間

地域協働課 ☎ 382-8695 ☎ 382-2214

e:chiikikyodo@city.suzuka.lg.jp

12月は「市民活動・NPO月間」です



三重県は、NPO(特定非営利活動法人)などの活動に対する県民の理解を深め、参加につなげるために、特定非営利活動促進法(NPO法)の施行月である12月を「市民活動・NPO月間」と定めています。「市民活動・NPO月間」をきっかけに、皆さんもぜひ市民活動に参加してみてはいかがでしょう。

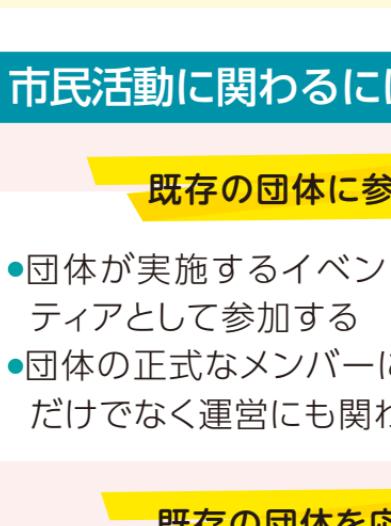


市民活動って？

市民が主体となって行う公益的な活動を「市民活動」といいます。NPOが行う活動やボランティア活動、地域づくり協議会や自治会が中心となって行う活動も含みます。

市民活動について知る

市内では多くの市民活動団体が、それぞれの目的のため、公益活動を行っています。本市は、市内の市民活動に関する情報提供の場として、市ウェブサイトに「すずか市民活動情報広場」を設け、登録団体の概要やイベント情報、市民活動に役立つ講座や助成金情報などを掲載しています。



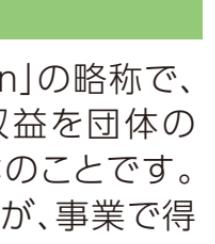
市ウェブサイト
「すずか市民活動
情報広場」



市民活動に関わるには？

既存の団体に参加する

- 団体が実施するイベントなどにボランティアとして参加する
- 団体の正式なメンバーになり、イベントだけでなく運営にも関わる



既存の団体を応援する

- 団体が行うイベントなどにお客さんとして参加する
- 団体が提供するサービスなどを利用する
- 団体に寄付をする



NPOって？

NPOとは、「Non Profit Organization」の略称で、公益的な活動を行い、活動によって得た収益を団体の構成員に分配することを目的としない団体のことです。収益を目的とする事業は認められていますが、事業で得た収益は、公益的な活動を行うために使われます。

NPOの活動の流れ

助成金・補助金・寄付金・会費などを確保

▼

事業の実施

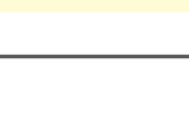
▼

事業で得た収益を次の公益的な

活動へ充てる



活動団体一覧



すずか市民活動情報広場では、NPOをはじめ、市内で活動する市民活動団体の一覧を掲載していますので、ぜひご覧ください。